

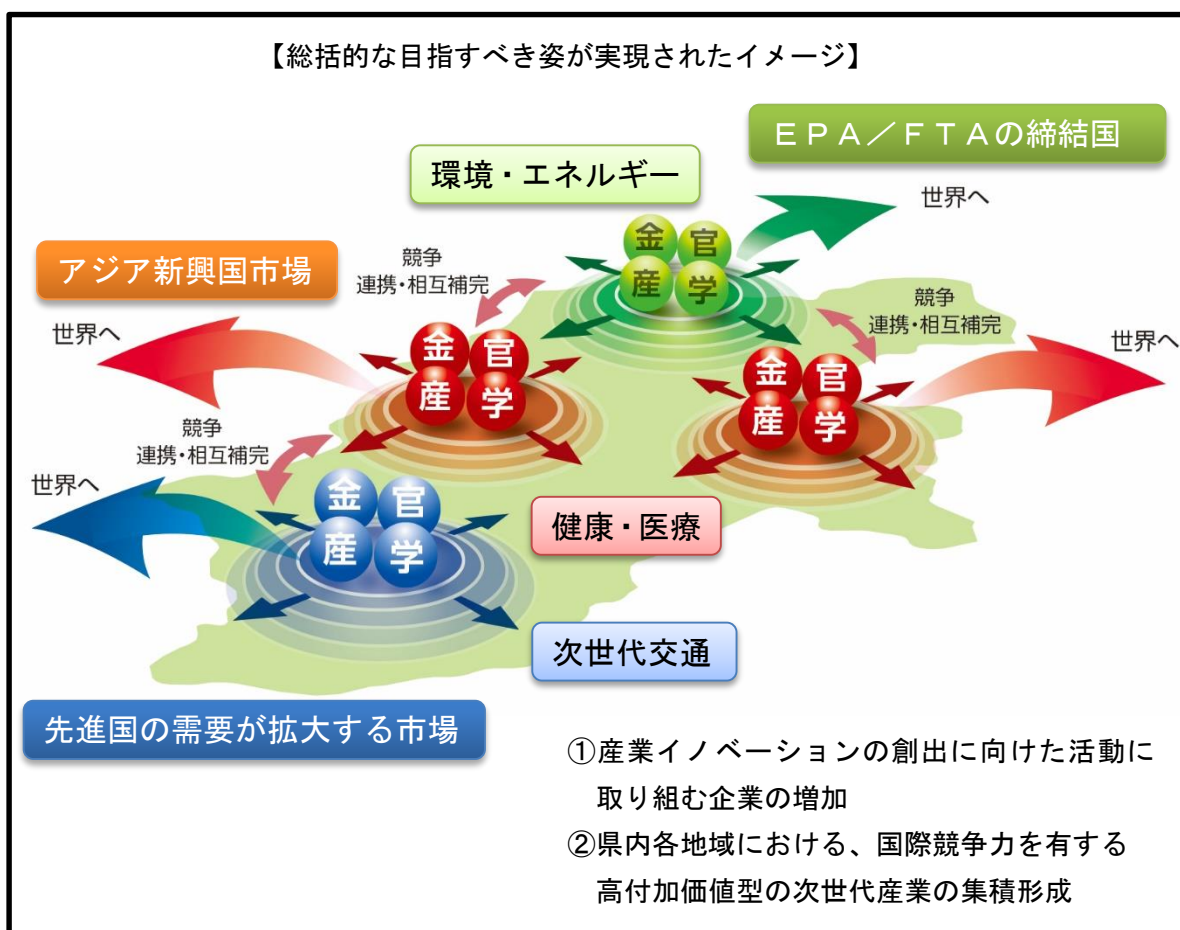
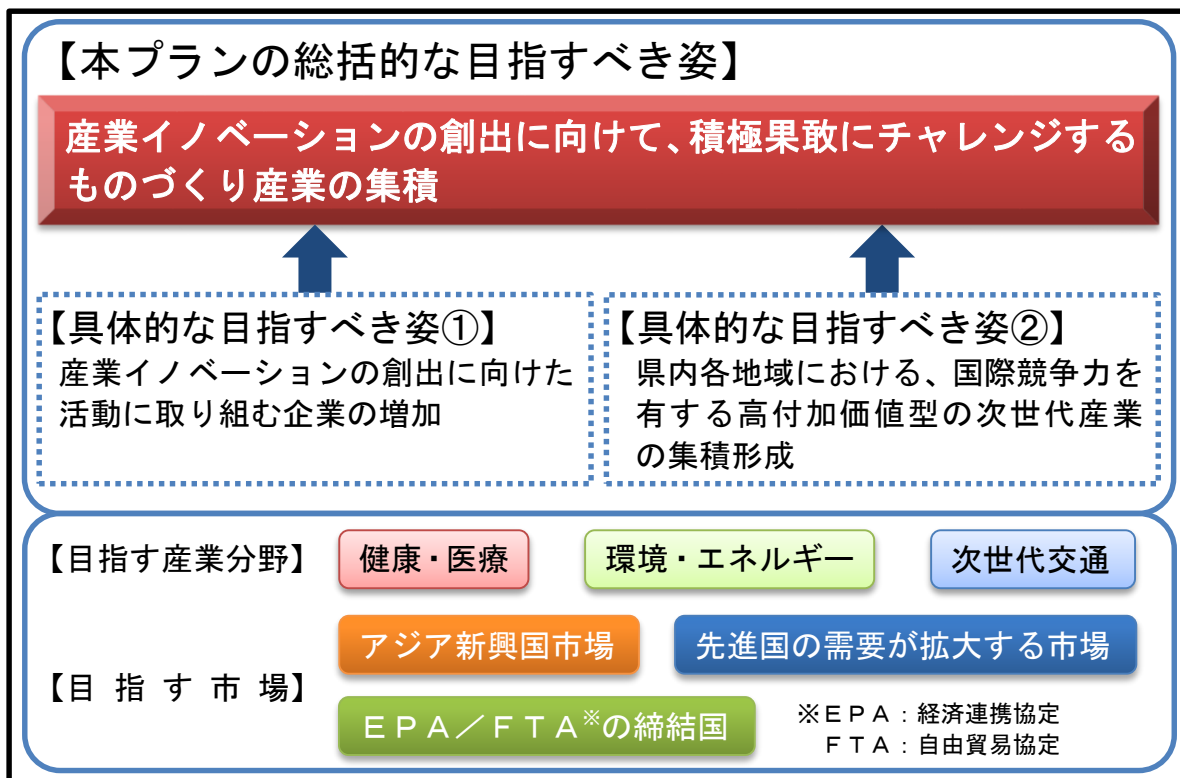
## 第Ⅱ章

# 本プランにおいて 目指すべき姿

### 第三章 本プランにおいて目指すべき姿

1 長野県の産学官金の関係者が一体となって目指すべき姿

#### 1 長野県の産学官金の関係者が一体となって目指すべき姿



## 第三章 本プランにおいて目指すべき姿

### 1 長野県の産学官金の関係者が一体となって目指すべき姿

#### 【総括的な目指すべき姿及び具体的な目指すべき姿】

本プランでは、長野県の企業、大学、産業支援機関、行政機関、金融機関等が一体となって目指すべき姿(=本プランの総括的な目指すべき姿)として「産業イノベーションの創出に向けて、積極果敢にチャレンジするものづくり産業の集積」を掲げる。これは、製造業に蓄積された高度な技術力や大学等で研究開発される優れた技術シーズをはじめとする、製造業振興に大きな強みを発揮する様々な地域資源をさらに磨き、効果的に活用するとともに、IoT等の革新的な技術などを導入することにより、産業イノベーションを創出し、国際競争力を有する高付加価値型産業への体質転換を図っていくことが本県の製造業に求められていることを背景として設定するものである。

そして、総括的な目指すべき姿のもとに、産学官金の関係者が取組を円滑に進めることができるよう、具体的な目指すべき姿として「産業イノベーションの創出に向けた活動に取り組む企業の増加」及び「県内各地域における、国際競争力を有する高付加価値型の次世代産業の集積形成」の2つを掲げる。

#### 【目指す産業分野及び市場】

目指すべき姿の実現に向けて、取組を進める上では、目指す産業分野や市場等のターゲットを明確にすることが必要である。

前プランでは、目指す産業分野として「健康・医療」、「環境・エネルギー」及び「次世代交通」の3分野を、また、目指す市場として「アジア新興国市場」及び「先進国の需要が拡大する市場」の2市場を位置づけていたが、本プランでもこれらは踏襲する。

これは、「新たな産業の創出は、長期的な視野に立って、継続した取組が必要になること」や「これらの産業分野や市場は今後も引き続き成長が期待されること」、さらには「前プランの取組により、これらの産業分野や市場を目指した県内企業の取組が活発化していること」などを踏まえてのことである。

その上で、TPPの発効に向け、平成30年3月に11か国がTPP11協定に署名し、また、我が国とEUとのEPAが平成29年12月に交渉妥結するなど、自由貿易協定を巡る取組が着実に進展していることから、「アジア新興国市場」や「先進国の需要が拡大する市場」との重複もあるが、目指す市場として「EPA/FTAの締結国」を追加する。

#### 【本プランが目指す「産業イノベーションの創出」】

本県では、中小企業の振興を総合的に図り、地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展に資することを目的として、「長野県中小企業振興条例」(平成26年3月20日長野県条例第15号)を制定している。

本条例の第3条第2項において、「産業イノベーションの創出」とは「新たな製品又はサービスの開発等を通じて新たな価値を生み出し、経済社会の大きな変化を創出することをいう」と定義しており、これが本プランが目指すものとなる。

定義中の「経済社会の大きな変化を創出」とは、現在の経済社会が抱える様々な課題を解決することにより創出されるものである。従って、本プランが目指す「産業イノベーションの創出」とは、「新たな製品又はサービスの開発等により、新たな価値を生み出すとともに、経済社会が抱

### 第Ⅲ章 本プランにおいて目指すべき姿

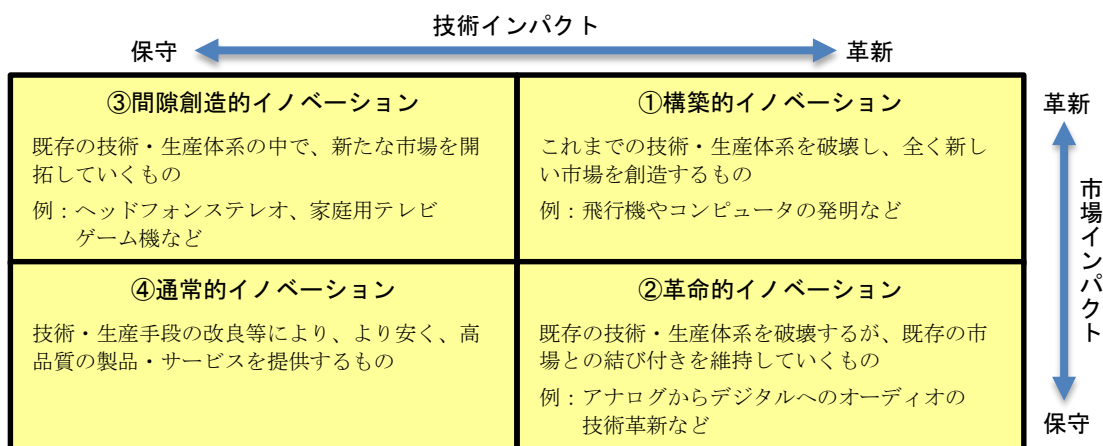
#### 1 長野県の産学官金の関係者が一体となって目指すべき姿

える様々な課題の解決に貢献することをいう」と言い換えることができる。つまり、新たな価値を生み出すばかりでなく、「個々人の、日本の、世界の抱える様々な課題」の解決にもつなげることが、本プランが目指す「産業イノベーションの創出」であり、このことは、国連が掲げたSDGsの達成にも貢献することになる。

また、「イノベーション」には、技術面と市場面のインパクトの度合いにより、①構築的イノベーション、②革命的イノベーション、③間隙創造的イノベーション、④通常的イノベーションの4つの類型があるとされている（図表Ⅲ－1－1）。

「イノベーション」とは、ともすると「構築的イノベーション」や「革命的イノベーション」と捉えがちであるが、「通常的イノベーション」のような技術面と市場面のインパクトが保守的なものも含まれる。例えば、県内製造業が得意とする精密加工技術を高めることによって、今まで以上に高精度で安価な製品を開発し、これまで実現困難だったことを実現可能にするといったことも「イノベーション」である。産業イノベーションの創出活動に取り組む際は、このことを理解しておくことが必要である。

図表Ⅲ－1－1 市場及び技術インパクトによるイノベーションの類型



出典：文部科学省のホームページに基づき長野県産業労働部において作成

## 2 本プランの総括的な目標値

総括的な目標値は、本プランの総括的な目指すべき姿である「産業イノベーションの創出に向けて、積極果敢にチャレンジするものづくり産業の集積」を実現した状態を示すものである。

また、本プランに基づき実施する重点施策やプロジェクトの取組に加え、長野県内の企業、大学、産業支援機関、行政機関、金融機関などが実施する様々な取組との共創により、その達成を目指すものであって、県や県内の関係機関の取組を総合的に評価するものである。

第Ⅱ章において、長野県製造業の課題として「国際競争力を有する高付加価値型産業への体質転換」を位置づけたが、この課題を解決するためには「長野県製造業の付加価値創出力」を高める必要がある。

平成 27 年の長野県製造業の「付加価値額」については、全国順位は 16 位となっているが、付加価値額を従業者数で除した「従業者一人当たり付加価値額」については、全国順位は 29 位となっており、全国平均よりも 14.5%低くなっている。従って、「長野県製造業の付加価値創出力」を高めるためには、「従業者一人当たり付加価値額」を高める必要がある。

このことを踏まえ、本プランの総括的な目標値の指標は「製造業の従業者一人当たり付加価値額」とする。

なお、「製造業の従業者一人当たり付加価値額」については、生産性の向上といった観点も含めて評価できる指標である。

そして、目標値は、2020 年<sup>※1</sup>における「製造業の従業者一人当たり付加価値額」1,260 万円とする。これは、県内において、新たな事業活動に積極的にチャレンジしようとする企業が目標として掲げる経営指標などを踏まえて設定<sup>※2</sup>しており、長野県の 2015 年（平成 27 年）の実績額 1,117 万円よりも 143 万円（12.8%）、過去最高額である 2011 年（平成 23 年）の実績額 1,198 万円よりも 62 万円（5.2%）上回っている。

※1 目標値設定年次については、計画最終年度の実績を評価する 2023 年度に実績値が把握できる 2020 年としている。

※2 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の申請企業（平成 26 年 1 月以降の製造業関係の申請企業 87 社）が目標として掲げる計画期間（5 年間）中の「従業者一人当たり付加価値額」の伸び率 3.4%/年（87 社の平均値）などを使って算出。

### 【本プランの総括的な目標値】

**2020 年における「製造業の従業者一人当たり付加価値額」 1,260 万円**

なお、計画最終年度の実績を評価するため、目標値設定年次を 2022 年とした場合の目標値は 1,350 万円となる。

総括的な目標値の指標とした「製造業の従業者一人当たり付加価値額」については、海外の経済情勢や製造業を取り巻く環境など、様々な外的要因の影響を受けるものであり、その達成状況については、これらの外的要因の影響も踏まえて評価しなければならないことに留意する必要がある。

